

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年11月30日
【会社名】	株式会社SHIFT
【英訳名】	SHIFT INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 丹下 大
【本店の所在の場所】	東京都港区麻布台2-4-5 メソニック39MTビル
【電話番号】	03(6809)1165(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員CF0 兼 経営管理本部長 益子 和也
【最寄りの連絡場所】	東京都港区麻布台2-4-5 メソニック39MTビル
【電話番号】	03(6809)1165(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員CF0 兼 経営管理本部長 益子 和也
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 1,265,000円 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 283,705,000円

(注) 1. 本募集は平成28年11月30日開催の当社取締役会決議に基づき、新株予約権を発行するためのものです。

2. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行新株予約権証券】

##### (1) 【募集の条件】

発行数	2,300個（新株予約権1個につき100株） （注）上記発行数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により割り当てる新株予約権の数が減少することがあります。
発行価額の総額	1,265,000円
発行価格	新株予約権1個につき550円（新株予約権の目的である株式1株当たり5.5円）
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成28年12月17日から平成28年12月21日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社SHIF T 経営管理本部 東京都港区麻布台2-4-5 メソニック39MTビル
払込期日	平成28年12月28日
割当日	平成28年12月28日
払込取扱場所	株式会社三菱東京UFJ銀行 西新宿支店

（注）1．第6回新株予約権証券（以下、「本新株予約権」という。）は、平成28年11月30日開催の当社取締役会決議に基づき発行するものであります。

- 2．本新株予約権の申込は、申込期間内に申込取扱場所に所定の申込書を提出することにより行うものとします。
- 3．本新株予約権の募集は、当社従業員、当社取締役就任予定者及び当社入社予定者に対してストック・オプションの付与を目的として行うものであります。対象となる人員及び内訳は、以下のとおりであります。なお、下記割当新株予約権数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により減少することがあります。

対象者	人数	割当新株予約権数
当社従業員	5名	1,500個
当社取締役就任予定者	1名	500個
当社入社予定者	1名	300個
合計	7名	2,300個

## (2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、当社普通株式の単元株式数は、100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	230,000株 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。ただし、付与株式数は下記(注)1.の定めにより調整を受けることがある。
新株予約権の行使時の払込金額	本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。 行使価額は、金1,228円とする。 ただし、行使価額は下記(注)2.の定めにより調整を受けることがある。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	283,705,000円 (注)ただし、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	平成30年12月1日から平成35年12月28日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社 S H I F T 経営管理本部 東京都港区麻布台2-4-5 メソニック39MTビル 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三菱東京UFJ銀行 西新宿支店
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権者は、当社の平成30年8月期から平成31年8月期の2事業年度のうちのいずれかの期において、EBITDAが1,500百万円を超過した場合に限り、本新株予約権を行使することができる。なお、上記におけるEBITDAの判定においては、当社の監査済みの連結損益計算書(連結財務諸表を作成していない場合には、損益計算書)の営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書(連結財務諸表を作成していない場合には、キャッシュ・フロー計算書)に記載される減価償却費及びのれん償却額を加えたものを参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。 2. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

	<p>3. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>4. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>5. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1. 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。</p> <p>2. 新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) その他新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p> <p>(9) 新株予約権の取得事由及び条件 上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定する。</p>

## (注) 1. 付与株式数の調整

付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

## 2. 行使価額の調整

本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

## 3. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

(1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律第131条第3項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座に振り込むものとします。

(2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできません。

## 4. 本新株予約権の行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求取次日に発生するものとします。

## 5. 本新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。

### (3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

## 2 【新規発行による手取金の使途】

### (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
283,705,000	1,750,000	281,955,000

(注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の払込金額の総額(1,265,000円)に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(282,440,000円)を合算した金額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少いたします。

### (2) 【手取金の使途】

本新株予約権の募集は、当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を高めることにより、企業価値向上に資することを目的として付与するものであり、資金調達を目的としておりません。

また、新株予約権の行使の決定は新株予約権の割当てを受けた者の判断に委ねられるため、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、現時点でその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難であります。従って、手取金は運転資金に充当する予定であります。具体的な金額については、行使による払込みがなされた時点の状況に応じて決定いたします。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

### 1 【割当予定先の状況】

#### 1. 当社従業員

##### a. 割当予定先の概要

氏名	当社従業員5名(注1)
住所	(注1)
職業の内容	当社従業員

##### b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	当社の従業員であります。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係又は取引関係	該当事項はありません。

## 2. 当社取締役就任予定者

## a. 割当予定先の概要

氏名	松尾 茂(注2)
住所	滋賀県近江八幡市
職業の内容	当社取締役就任予定者

## b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	当社の取締役就任予定者であります。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係又は取引関係	該当事項はありません。

## 3. 当社入社予定者

## a. 割当予定先の概要

氏名	田口 政孝(注2)
住所	千葉県八千代市
職業の内容	当社入社予定者

## b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	当社の入社予定者であります。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係又は取引関係	該当事項はありません。

(注) 1. 本新株予約権は、当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すに当たり、当社の結束力を高め、当社従業員の一層の意欲及び指揮を向上させることを目的として、有償にて発行する新株予約権であるため、当社従業員の個別の氏名及び住所の記載は、省略させていただいております。

2. 本新株予約権の割当予定先である当社取締役就任予定者松尾 茂氏は平成29年3月1日までに就任予定であり、当社入社予定者田口 政孝氏は平成28年12月1日に執行役員として入社予定であります。仮に就任もしくは入社に至らなかった場合には、当該新株予約権は失効いたします。

## c. 割当予定先の選定理由

本新株予約権は、当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すに当たり、当社の結束力をさらに高め当社取締役、執行役員及び入社予定者の一層の意欲及び士気を向上させることを目的として、有償にて発行する新株予約権であります。当社は、割当予定先に対して業績目標へのコミットメントを強化することを目的として、本新株予約権を付与することといたしました。

当社取締役就任予定者松尾 茂氏は、富士通株式会社や日本電産株式会社のようなグローバル製造業企業での経営経験やノウハウを活かし、管理担当取締役として、管理部門全体のマネジメントに加え、利益率改善など課題解決のエンジンの役割を担うことを期待し、付与対象者といたしました。

当社入社予定者田口 政孝氏は、日本アイ・ビー・エム株式会社での経験を活かし、高難易度の大型案件の獲得・運営及びオフショア化の推進を期待し、付与対象者といたしました。

## d. 割り当てようとする株式の数

対象者	人数	割り当てようとする株式数
当社従業員	5名	150,000株
当社取締役就任予定者	1名	50,000株
当社入社予定者	1名	30,000株
合計	7名	230,000株

## e. 株券等の保有方針

当社は、本新株予約権の行使により交付する当社普通株式について、割当予定先との間で継続保有に関する書面での取り決めは行っておりません。

## f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先の本新株予約権の発行に係る払込みおよび本新株予約権の権利行使にかかる資金保有に関し、各割当予定先に対して、権利行使に支障がない旨を口頭により確認をしております。

## z. 割当予定先の実態

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係、取引、交渉をせず、また、利用しないことを基本方針としております。反社会的勢力から不当要求を受けた場合には、組織全体で毅然とした態度で臨み、反社会的勢力による被害の防止に努めております。そのような中、当然の事ではありますが、当社従業員は、反社会的勢力と一切の関係はございません。

また、当社は当社取締役就任予定者松尾 茂氏及び当社入社予定者田口 政孝氏に対し、外部調査機関や外部データベースを通じて反社会的勢力との一切の取引等の関わりの有無について調査を行っており、当該当社取締役就任予定者及び当社入社予定者が反社会的勢力と何らの関係を有していないことを確認しております。また、東京証券取引所に対しては「割当を受ける者と反社会的勢力との関係がないことを示す確認書」を提出しております。

## 2 【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとしております。なお、新株予約権の目的である株式には、譲渡制限はございません。

## 3 【発行条件に関する事項】

## a. 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本新株予約権の発行価額については、当社から独立した第三者評価機関(株式会社ブルータス・コンサルティング)が当社の株価及びその変動可能性、割引率、本新株予約権の行使価額及び行使期間、その他本新株予約権の内容等及びEBITDA等の過去業績等を考慮して一般的な価額算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いた算定結果等を参考に、当社が公正な価額と判断した上で、本新株予約権1個当たりの発行価額を550円といたしました。なお、算定に用いたボラティリティは、当社の上場以来の過去の株価推移に基づき算出された値(ヒストリカル・ボラティリティ)であります。

また、本新株予約権の行使価額については、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日である平成28年11月29日の東京証券取引所における普通取引の終値1,228円としました。

なお、当該判断にあたり、当社は、株式会社ブルータス・コンサルティングは当社及び割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、同社による本新株予約権の価額の算定についてはその算定過程及び前提条件等に関して同社から説明を受けた資料に照らして合理的なものであると判断できること、当社株式の株価の推移、市場全体の環境、事業状況等を勘案して当該発行価額が割当予定先に特に有利でないことから、本新株予約権の発行は有利発行には該当せず適法であると判断しております。



b. 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株予約権が全て行使された場合に増加する株式数は、230,000株(議決権2,300個)であり、当社の平成28年8月31日現在の発行済株式数14,466,500株(総議決権個数144,651個)に対して1.59%(総議決権に対する割合1.59%)で希薄化が生じます。

しかしながら、本新株予約権の発行は、中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を図るために、付与対象者の意欲及び士気を向上させることを目的として付与するものであり、中長期的な観点からは株主の皆様への利益の向上につながるものと考えております。したがって、本新株予約権の行使により一時的な株式の希薄化は生じるものの、その効果を鑑み、本新株予約権の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
丹下 大	東京都渋谷区	6,839,500	47.28%	6,839,500	46.54%
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託 口)	東京都中央区晴海一丁目8番11 号	1,668,000	11.53%	1,668,000	11.35%
日本マスタートラスト信託 銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3 号	1,053,300	7.28%	1,053,300	7.17%
Draper Nexus Technology Partners, LP	55 East Third Avenue, San Mateo, CA	654,000	4.52%	654,000	4.45%
株式会社ワークスアプリ ケーションズ	東京都港区赤坂一丁目12番32号	167,000	1.15%	167,000	1.14%
シンプレクス株式会社	東京都港区虎ノ門一丁目23番1 号	167,000	1.15%	167,000	1.14%
ビットアイル・エクイニクス 株式会社	東京都品川区東品川二丁目2番 28号	167,000	1.15%	167,000	1.14%
Draper Nexus Partners, LLC	55 East Third Avenue, San Mateo, CA	125,500	0.87%	125,500	0.85%
山梨 剛史	東京都台東区	122,500	0.85%	122,500	0.83%
野村信託銀行株式会社(投 信口)	東京都千代田区大手町二丁目2 番2号	120,000	0.83%	120,000	0.82%
計	-	11,083,800	76.62%	11,083,800	75.42%

(注) 1. 平成28年8月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成28年8月31日現在の発行済株式総数に、割当予定先に割当てる本新株予約権の目的である株式の総数230,000株を加えて算定しております。

3. 小数点第三位を四捨五入し、小数点第二位までを表示しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部 【公開買付けに関する情報】

### 第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部 【参照情報】

### 第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第11期(自平成27年9月1日 至平成28年8月31日)  
平成28年11月28日 関東財務局長に提出

#### 2 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(平成28年11月30日)までに、臨時報告書を平成28年11月28日に関東財務局長に提出

### 第2 【参照書類の補完情報】

以下の内容は、上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、本届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もございません。

### 第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社SHIFT 本店  
(東京都港区麻布台2-4-5 メソニック39MTビル)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

#### 第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

#### 第五部 【特別情報】

該当事項はありません。